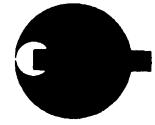


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地改良事業計画の適否決定(耕地課)	一	○都市計画に基づく公聴会の開催(都市計画課)	二
○右同	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○保安林の指定をする予定である旨の通知(森林保全課)	一	○平成十九年三月三十日付け奈良県公報外第六十五号正誤表	三
○右同	一	○平成十九年五月十八日付け奈良県公報外第六十七号正誤表	三
○道路の指定(建築課)	二		

告示

奈良県告示第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(頭首工) 太田地区	平成十九年八月六日から同月二十七日まで 葛城市役所
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(用排水路) 疋田地区	平成十九年八月六日から同月二十七日まで 葛城市役所
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(用排水路) 山田地区	平成十九年八月六日から同月二十七日まで 葛城市役所

広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業(農道整備) 百濟地区	平成十九年八月六日から同月二十七日まで 広陵町役場
--------------	--------------------------	------------------------------

奈良県告示第百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 保安林予定森林の所在場所 奈良市月ヶ瀬四一四六の一、一四六の三、一四六の四
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

奈良市月ヶ瀬四一四六の一・一四六の三・一四六の四 以上三筆について次の図に示す部分に限る。()
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。()

奈良県告示第百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

吉野郡川上村大字東川二二八四

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

奈良県告示第百六十四号

建築基準法(昭和二十五法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)による道路

二 路線名

天理都市計画道路三・四・四〇四別所丹波市線

三 道路の指定区域

天理市別所町一九五番一及び三七一番六から天理市別所町一八九番一及び三九五番四まで

四 道路の幅員 一六・〇メートル(交差点部一七・〇〇メートル)

五 道路の延長 一八〇・〇メートル

六 指定年月日 平成十九年七月二十七日

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

1 日時

平成十九年八月二十五日(土) 午後 時三十分から

2 場所

奈良市役所正庁(中央棟六階)

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする区域

(一) 都市計画区域の名称 大和都市計画区域

(二) 都市計画を変更しようとする土地の区域 奈良市あやめ池北一丁目及び二丁目の各一部

2 用途地域に関する都市計画の変更案について

現行の用途地域

変更しようとする用途地域

居地域	第一種住居地域	十分の二十	十分の六	第一種低層住居専用地域	十分の六	十分の四	一・〇m
	用途地域	容積率	建ぺい率	用途地域	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市計画担当課において、平成十九年八月三日(金)から同月二十四日(金)まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者(奈良市の住民その他の利害関係者に限りません)は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書(通称記録様式参照)を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課(奈良市登大路町三〇)に平成十九年八月十七日(金)までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県土木部都市計画課(電話〇七四二一七五二〇)又は奈良市都市計画担当課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県土木部都市計画課(電話〇七四二一七五二〇)に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止いたします。

商業地域	十分の十分の	十分の十分の	十分の十分の
	四十	八	一

公 発 申 出 書

(別記簿式)

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾 様

住所
氏名
年齢
職業
電話番号

平成19年8月3日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画用途地域に属する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公発の申出をします。

1 公発する土地の区域

(区域：奈良市あやめ池北1丁目及び2丁目の各一部)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年六月四日第八〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十六日第六七三二五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十六日第四二四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市富堂町二四番地ノ一の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町二五六二番地

大光建設株式会社 代表取締役 南岡清

五 公共施設の種別、位置及び区域

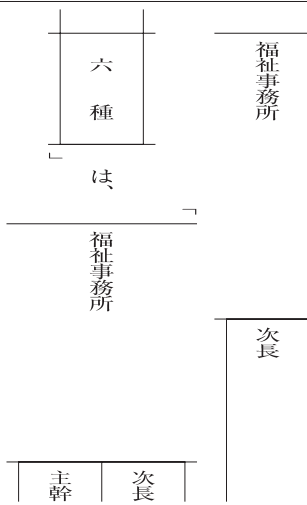
道路 天理市富堂町二四番地ノ一の一部

下水道 天理市富堂町二四番地ノ一の一部

正 誤

平成十九年三月三十日付け奈良県公報外第六十五号正誤表

段	行	誤	正
十七上	福祉事務所	六種	次長



下

精神保健福祉センター

次長

所長

六種

七種

精神保健福祉センター

精神医療支援センター

次長

所長

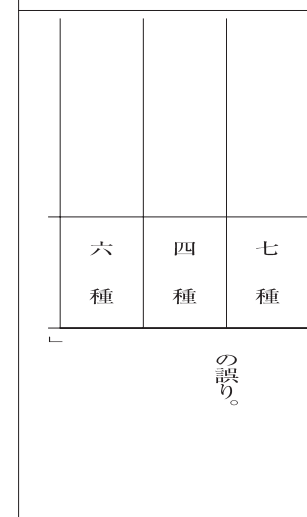
六種

七種

次長

所長

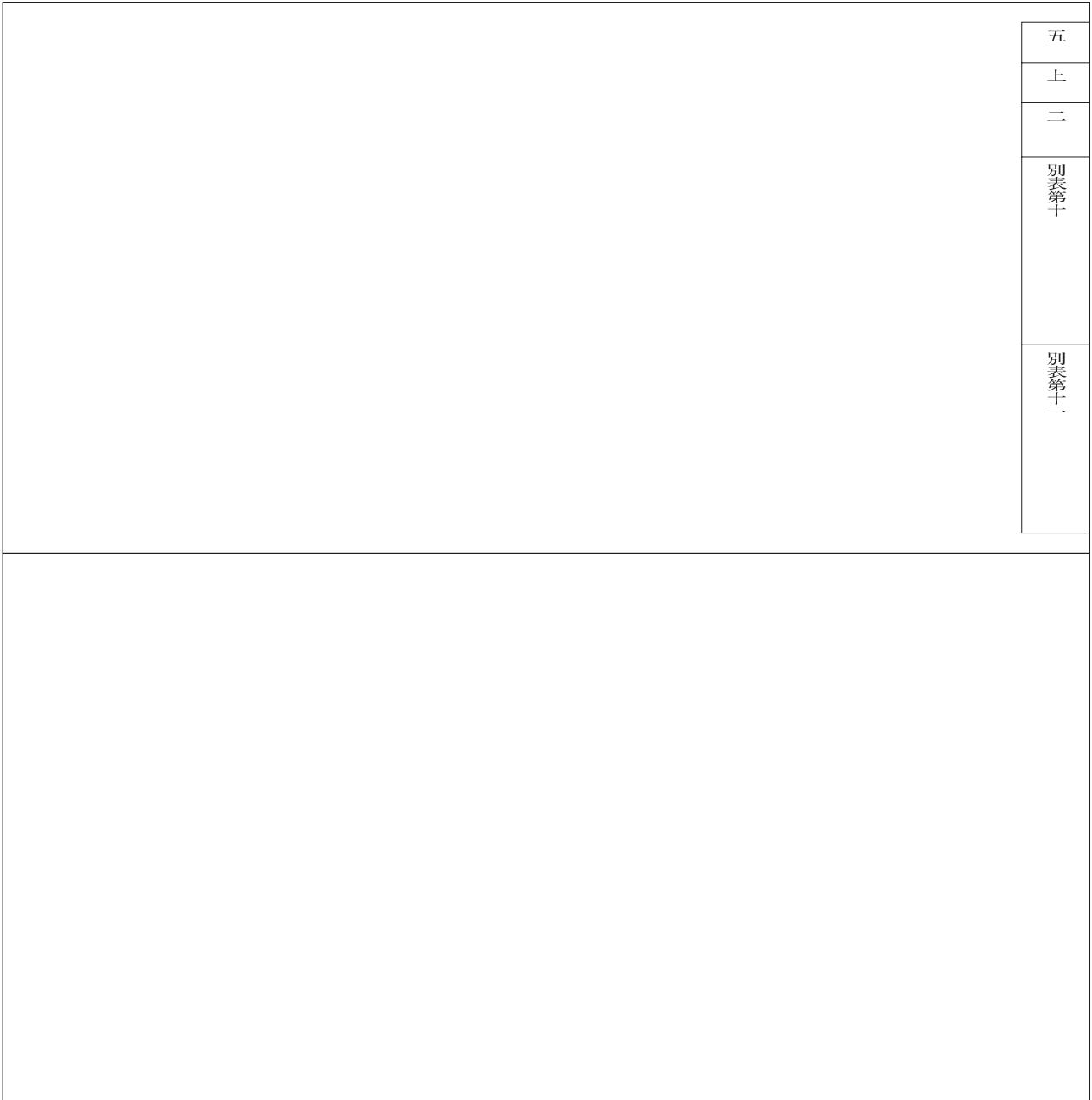
段	行	誤	正
		六種	六種



平成十九年五月十八日付け奈良県公報第十八百七十二号正誤表

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

五
上
二
別表第十
別表第十一



発行 奈良県
 奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷 株式会社春日
 奈良市三条栄町九一八
 電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。